

# (仮称)世田谷区地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例

## (骨子案)

地域主権改革による国からの権限委譲により、従来、国で定めていた地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を、区市町村の条例で定めることとなりました。

条例は、国の省令で示された「従うべき基準 1(地域包括支援センターの職員に関する基準)」と「参酌すべき基準 2(地域包括支援センターの運営に関する基本方針)」に基づき定めることとされています。

これらを踏まえ、世田谷区における地域包括支援センターの包括的支援事業 3の実施に係る基準を定める条例を制定することとし、平成27年4月1日施行に向け、この度骨子案を作成しました。

### 1 制定の趣旨

この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」といいます。）に基づき地域包括支援センター（世田谷区では「あんしんすこやかセンター」と呼んでいます。）において包括的支援事業（ 3 ）を実施するために必要な基準を定めるものです。

- 
- 1 従うべき基準とは、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準のことをいいます。省令と異なる内容を定めることは許容されませんが、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは可能です。
  - 2 参酌すべき基準とは、省令の基準を十分に参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容されるものです。
  - 3 包括的支援事業とは、介護保険法により定められた「介護予防ケアマネジメント業務」、「総合相談支援業務」、「権利擁護業務」及び「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」の事業をいいます。

## 2 条例の内容（案）

### （1）地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営に関する基本方針

国の基準（参酌すべき基準）	区の基準案
<p>センターは、職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにすること。</p>	<p>国と同様</p>
<p>センターは、市町村に設置しているセンター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。</p>	<p>国と同様</p>
	<p>[追加] センターは、事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、その他サービス事業者、社会福祉協議会、医療機関、民生委員、住民の日常生活の支援に関する活動に携わるボランティアその他の関係者との連携に努めること。</p>

(2) センターの職員に関する基準

国の基準（従うべき基準）		区の基準案
<p>センターの担当区域における第1被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。</p> <p>ア 保健師その他これに準ずる者 1人                      イ 社会福祉士その他これに準ずる者 1人                      ウ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人</p>		<p>専門3職種（左欄アからウまでに規定する者）の配置については国の基準と同様とし、さらに1人以上の職員を追加配置する。</p>
<p>の規定にかかわらず、次のアからウまでのいずれかに掲げる場合には、センターの人員配置基準は、次の表の上欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。</p> <p>ア 第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満の市町村にセンターを設置する場合                      イ 合併市町村又は一部事務組合若しくは広域連合であって、の基準によってはセンターの効率的な運営に支障があるとセンター運営協議会において認められた場合                      ウ 市町村の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一のセンターを設置することが必要であるとセンター運営協議会において認められた場合</p>		<p>規定なし（区では想定がないため）</p>
担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準	
おおむね1,000人未満	のアからウまでに掲げる者のうちから1人又は2人	
おおむね1,000人以上2,000人未満	のアからウまでに掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤ののアに掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤ののイ又はウに掲げる者のいずれか1人	
		<p>[追加]                      担当区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満又は6,000人以上のセンターの職員の配置基準を定める。                      詳細は、別表のとおり</p>

[別表]

担当する区域における第1号被保険者の数	おおむね 3,000人未満	おおむね 3,000人以上 6,000人 未満	おおむね 6,000人以上 9,000人 未満	おおむね 9,000人以上
専門3職種(前述(2)の表「国の基準」の列中のアからウまでに規定する職種)の職員の合計数(常勤)	3人 (専門3職種各1人)	3人 (専門3職種各1人)	3人 (専門3職種各1人)	3人 (専門3職種各1人)
上記専門3職種の職員ほか、業務の実施に必要な職員の数(常勤換算)	—	1人以上	2人以上 (うち1人分は専門3職種又は介護支援専門員とする。)	2.5人以上 (うち2人分は専門3職種又は介護支援専門員とする。)